

令和7年1月28日  
運輸安全委員会

旅客船KAZU I 沈没事故に係る意見に基づく対応について

運輸安全委員会は、標記につきまして令和4年12月15日付けで国土交通大臣に対して意見を行っていたところですが、今般、意見に基づく対応が行われた事を確認しましたのでお知らせします。

①国土交通大臣は、以下の事項について、小型旅客船を運航する事業者に周知し、指導を行うこと。

(1) 航行区域を平水区域から限定沿海区域に変更した小型旅客船の船首甲板開口部の点検  
船首甲板開口部を確実に閉鎖し、波浪などがたたいた時に容易に開くことがないかを確認するなど、船体に浸水のおそれがないことを緊急に点検すること。

(2) 避難港の活用等

航行する海域における避難港の存在、活用等について再確認すること。

②国土交通大臣は、今後、安全性を更に高める観点から、限定沿海区域を航行区域とする小型旅客船の隔壁の水密化に関し、検討すること。

→意見に基づく対応が行われたことを確認（令和6年12月）

### ①事業者への周知及び指導

船首甲板開口部の点検及び避難港の活用等を周知 →事業者による自主点検の実施  
→必要に応じ、立入検査等を実施

対象：限定沿海区域を航行区域とする小型旅客船を運航する事業者（1,646者）

### ②限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船等の隔壁の水密化等を義務化する省令改正

[公布日] 令和6年10月30日

[適用日] 旅客船（旅客定員13人以上）：令和8年4月1日

旅客輸送船（旅客定員12人以下）：令和9年4月1日

対象船舶

令和8年4月1日以降、順次義務化予定

以下の船舶に対し、水密全通甲板の設置を義務化。

知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

航行区域	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上
平水	-	水密全通甲板の設置	-	水密全通甲板の設置
限定沿海	水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
全沿海	水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
近海以遠				

水密全通甲板の設置に加え、以下の船舶に対し、いずれの一区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を配置すること(一区画可浸)を義務化。

航行区域	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上
平水	-	損傷時復原性基準※2	-	一区画可浸の基準※1
限定沿海	一区画可浸の基準※1		一区画可浸の基準※1	
全沿海	一区画可浸の基準※1		一区画可浸の基準※1	
近海以遠			一区画可浸の基準※1	

※1 暴露部に開口がある区画(打ち込みによる浸水のおそれがある区画)は、満水状態での浸水を検討

※2 国際条約に基づく基準(確率論等を用いた詳細な計算が必要)

(表は500トンかつ80m以上の船舶の記載を除外)

上記の安全対策が困難な船舶(現存船や5トン未満の小型船等)は、以下のいずれかの代替措置での対応も可能。  
 浸水警報装置及び排水設備の搭載 又は 不沈性及び安定性を有する構造

適用日

①旅客定員13人以上の船舶※

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和8年4月1日
- ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶：令和8年4月1日

②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)※

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和9年4月1日

※ 現存船は適用日以降の最初の定期検査までの経過措置あり。

遊漁船業にのみ供する船舶は当分の間は非適用。

(一区画可浸のイメージ)

